

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡母（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日A会社（以下「会社」という。）に入社し、主にB支店に勤務していた。その後、平成〇年〇月〇日、C支店に単身赴任で転勤となり、平成〇年〇月〇日からはD会社（以下「事業場」という。）に出向して、車両整備や機材保守管理に係る受付、電話対応等の事務職として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、業務を終え帰宅するためEに向かう途中の路上において倒れているところを、帰宅中の同僚に発見された。直ちに救急要請するとともに救急蘇生を行ったが既に意識はなく、救急搬送先のF病院において同日死亡した。死体検案書の直接死因は「急性虚血性心疾患」、直接死因の原因は「心室性期外収縮」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を監督署長に請求したところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の突然死の原因疾患について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において「被災者の死因として、急性心筋梗塞（以下「本件疾病」という。）による可能性が最も大きい。」と述べているところであり、当審査会としても被災者の死亡状況、心電図、健康診断結果、医証等に照らし、同医師の原因疾患に係る意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと認めるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 当審査会としては、被災者が本件疾病の発症直前から前日までの間に、異常な出来事があったとは認められないと判断する。

また、労働基準監督署（以下「監督署」という。）の調査結果から、被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の総労働時間は37時間30分であり、特に過重な業務に従事した事実は認められないことから、当審査会としては、本件疾病発症に近接した時期において、被災者の業務が過重なものであったとは認められないと判断する。

さらに、監督署の調査結果から、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間

の1か月当たりの平均時間外労働時間は1時間30分であり、特に過重な業務に従事した事実は認められないことから、当審査会としては、本件疾病発症前の長期間にわたって過重な業務に従事したものと認められない。

(4) 請求人らは、被災者の心室性期外収縮等について縷々主張するところ、当審査会は、被災者の死亡状況、心電図、健康診断結果、医証等について、詳細に検討を行ったが、「被災者の心室性期外収縮は心電図上、連発性でも多源性でもなく、経過は悪くない心室性期外収縮であり、臨床的意義が少ない。被災者は、急性虚血性心疾患（急性心筋梗塞）を来したと考えられる。」としたG医師の鑑定意見を妥当と判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。